

建築協定「承認願」の届出に際してのご注意

市原市泉台建築協定運営委員会

事務局	市原市泉台3-19-2 いちほら緑園都市コミュニティーホール内 電話 0436(66)8201
委員会への問合せ	土日祝日 9時30分～17時00分
承認願の提出	平日 13時00分～17時00分 土日祝日 9時30分～17時00分 (火曜日は祝日も休館します)

1. 本「承認願」は、本来は施主様より直接届出を行っていただきたいのですが、業者様を経由してお届けいただきましても結構です。届出者欄には施主様の現住所・氏名・電話番号（土日に連絡可能な番号・携帯電話可）を必ずご記入ください。なお、印鑑はご実印でなくても結構です。
2. 市原市泉台地区は「プライバシーの保護と緑化の推進」および「調和の取れた街並み」を維持するため「建築協定」が締結されていますので、施主様は「建築協定書」を必ずご確認ください。なお、建築協定に定める基準に違反された場合、もしくは本承認願にて申請された内容に相違された場合には、速やかに工事施工の中止、構造の変更または撤去もしくは現状復帰をいただきますので、予めご了承ください。（建築協定書は準備しておりますのでご請求ください。またインターネットホームページからも取得できます）
3. 建築協定上の不明点等、また本承認願の不明点は必ず建築協定委員会までご確認ください。（回答には多少お時間をいただく場合がございますので予めご了承ください）
4. 泉台地区では「緑化推進」のため、敷地の道路及び隣地境界部分は原則として「生垣」を設置いただく様ご協力をお願いしておりますので趣旨ご理解願います。また、市原市でも「市原市生垣設置奨励補助金交付」制度（最高50,000円の補助）がありますのでご利用願います。
（パンフレット・申込書を準備しておりますのでご請求ください
詳しくは市原市役所公園緑地課0436-23-9842までご確認ください）
5. 承認願は、届出書及び必要書類等各2部（うち1部は審査承認後に承認通知書としてご返却いたします）に事務手数料3,000円を添えてコミュニティーホール事務室までご提出ください。なお、提出書面はA4サイズに折って統一してください。また面積は小数点2位以下を切り捨ててください。
6. 審査に必要ですので「必要書類」は必ず添付ください。添付資料に不足があり、十分な審査ができない場合は未承認となりますのでご注意ください。なお「植木植栽計画図」「外構計画図」はラフスケッチでも結構です。また第1-木項（第13項）で、まだ不動産移転登記が完了していない場合は、不動産登記簿の提出は登記完了後で結構ですので、その旨を記載ください。
7. 委員会の承認には概ね2～3週間の猶予を見てください。特に急を要する事情がある場合はその旨を記載ください。尚、委員会では、承認後であっても工事途中また工事完了時点で実施内容についてご確認をさせていただくことがありますので予めご了承ください。
8. 建築工事にあたっては、事前に近隣住民に対して十分な説明を行い、理解を得る様にしてください。工事中は、通行者・通行車両の安全を図り、工事車両・騒音・塵・産業廃棄物などの迷惑がかからない様、十分な配慮をお願いします。また、工事完了時には、道路や側溝の清掃を行い、整理整頓に努めてください。

以上